

東大和市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例

東大和市ひとり親家庭等医療費助成条例（平成元年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「法令」を「法令等」に改める。

第7条第1項中「に、医療証」の次に「又は個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）（市長が別に定める場合に限る。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条第1項の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。